

独立行政法人家畜改良センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成18年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長	基準の改定は行わなかった。
理事	基準の改定は行わなかった。
理事 (非常勤)	基準の改定は行わなかった。
監事	基準の改定は行わなかった。
監事 (非常勤)	基準の改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬 (給与)	賞与	その他 (内容)	就任	退任	
理事長	千円 14,599	千円 11,460	千円 3,088	千円 51 (寒冷地手当)	4月1日		※
理事A	千円 4,670	千円 2,733	千円 1,937	千円		7月9日	◇
理事B	千円 8,826	千円 6,798	千円 1,977	千円 51 (寒冷地手当)	7月10日		◇
理事C	千円 12,187	千円 8,629	千円 3,507	千円 51 (寒冷地手当)		3月30日	◇
理事C (非常勤)	千円 820	千円 820	千円	千円			※

理事D (非常勤)	千円 820	千円 820	千円	千円			
監事A (非常勤)	千円 820	千円 820	千円	千円			

注1:「寒冷地手当」とは、冬期間における寒冷積雪による暖房用燃料費等、生計費の増嵩する寒冷地に在勤する常勤の役員に支給されるものである。

注2:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「※※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
理事長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	

注1:当法人では非常勤理事、非常勤監事に係る退職手当支給規程が無いいため表を省略した。

注2:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「※※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積り範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給号俸数や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、6月期145/100、12月期155/100(特定幹部職員にあっては、6月期185/100、12月期195/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸 給	勤務成績等に応じて5段階(0～8号俸)の昇給を行うこととしている(標準号俸数は4号俸(特定幹部職員にあっては3号俸))。 また、職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、職務に関連して見られた職員の性格、能力および適性が優秀である場合等には、年度計画人員の20%を超えない範囲内で、8号俸又は6号俸の昇給をさせることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- (1) 初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上引き上げ
(一般職員1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%、4級以上は改定なし)
(その他の俸給表については、一般職員との均衡を基本に改定)
- (2) 子等に係る扶養手当の支給月額の上引き上げ(6,000円→6,500円、3人目以降
5,000円→6,500円)
- (3) 19年度の地域手当支給割合の改定(筑西市1%→2%)
- (4) 広域異動手当の新設(60km以上300km未満2%、300km以上4%)
- (5) 俸給の特別調整額の定額化
- (6) 勤勉手当の支給割合を上引き(0.05月分)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 783	歳 44.0	千円 5,735	千円 4,181	千円 39	千円 1,554
事務・技術	人 278	歳 40.5	千円 6,203	千円 4,521	千円 20	千円 1,682
技術専門職員	人 503	歳 45.8	千円 5,475	千円 3,993	千円 49	千円 1,482
その他医療職種 (診療所看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1:「技術専門職員」とは、動物飼養管理、飼料生産管理等の専門的業務に従事する職種を示す。

注2:その他医療職種(診療所看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される
おそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

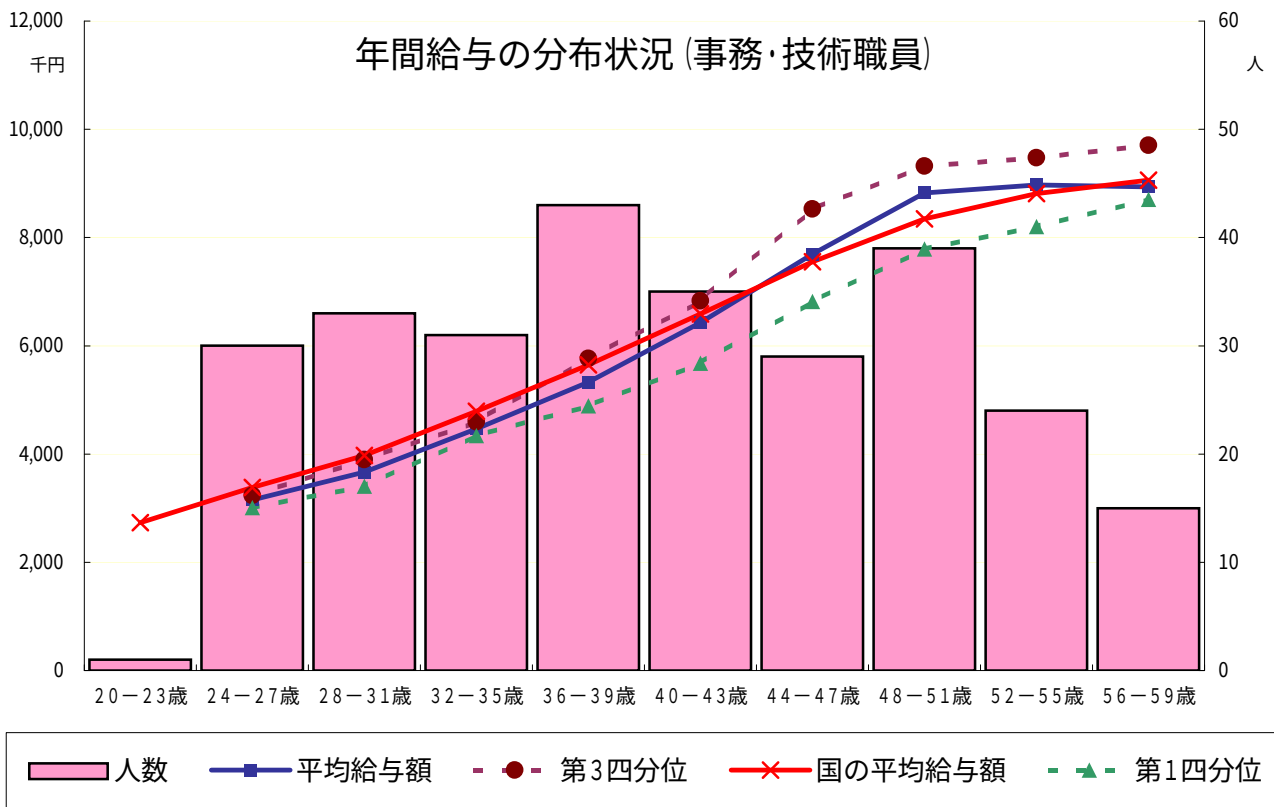
任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1:任期付職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される

おそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2:在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については該当者がいないため表を省略した。

②年間給与の分布状況（事務・技術職員）



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注：年齢20～23歳の該当者が4名以下のため、第1、3四分位は表示していない。

注：年齢20～23歳の該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を表示していない。

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	3	48.2	-	10,416	-
牧場長	10	51.0	10,633	11,114	11,650
次長	4	55.8	-	9,473	-
課長	52	51.5	8,452	8,877	9,202
専門役	28	47.1	6,167	6,990	7,678
課長補佐	15	47.0	6,821	7,358	7,929
係長	116	37.5	4,502	5,258	5,925
係員	52	27.4	3,067	3,259	3,442

注：部長、次長の該当者は4名以下のため、第1・第3四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係 員	係 員	係 長	課長補佐 係 長	課 長 同相当職
人員 (割合)	278人	30人 (10.8%)	21人 (7.6%)	102人 (36.7%)	39人 (14.0%)	22人 (7.9%)
年齢(最高 ～最低)		29歳 22	33歳 27	53歳 27	55歳 40	58歳 46
所定内給 与年額(最高～最低)		2,666千円 1,915	2,867千円 2,362	4,935千円 2,643	6,137千円 4,014	7,110千円 4,824
年間給与 額(最高～最低)		3,564千円 2,638	3,858千円 3,215	6,801千円 3,595	8,481千円 5,593	9,349千円 6,793
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課 長 同相当職	部 長 牧場長	部 長 牧場長	牧場長	
人員 (割合)		51人 (18.3%)	7人 (2.5%)	5人 (1.8%)	1人 (0.4%)	
年齢(最高 ～最低)		59歳 38	51歳 47	54歳 47	}	
所定内給 与年額(最高～最低)		7,778千円 4,724	8,064千円 6,311	8,575千円 7,700	}	}
年間給与 額(最高～最低)		10,261千円 6,563	11,096千円 8,892	11,790千円 10,927	}	}

注: 9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載しない。

④賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.1	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.9	% 35.1
		%	%	%
	最高～最低	45.0～31.8	43.5～29.1	43.4～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.0	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 32.0	% 33.2
		%	%	%
	最高～最低	40.7～31.3	38.3～28.9	36.4～30.5

⑤職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.7

対他法人(事務・技術職員)

91.8

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 98.7		
	参考	地域勘案	105.9
		学歴勘案	97.5
		地域・学歴勘案	105.6
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 92.7% (国からの財政支出額 8,840百万円、支出予算の総額 9,539百万円：平成19年度予算)		
	【検証結果】 当法人の給与は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して策定した職員給与規程に基づき支給しているため、国家公務員とほぼ同水準である。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額：なし(平成18年度決算)		
講ずる措置	Ⅱ－1 ①人件費管理の基本方針及び②職員給与決定の基本方針に則り、適正な給与水準を維持する。		

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,231,079	千円 5,241,731	千円 (%) △ 10,652 (△0.2)	千円 (%) △10,652 (△0.2)
退職手当支給額 (B)	千円 484,959	千円 281,798	千円 (%) 203,161 (72.1)	千円 (%) 203,161 (72.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 155,251	千円 159,222	千円 (%) △ 3,971 (△2.5)	千円 (%) △3,971 (△2.5)
福利厚生費 (D)	千円 729,430	千円 740,909	千円 (%) △ 11,479 (1.5)	千円 (%) △11,479 (1.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,600,718	千円 6,423,661	千円 (%) 177,057 (2.8)	千円 (%) 177,057 (2.8)

注1: 千円未満の端数処理の関係で各内訳の合計額と最広義人件費は一致しない。

注2: 本表の「非常勤役職員等給与」と財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」については、本表において、人材派遣費用が含まれているため一致しない。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支出総額」は、俸給月額の前年度減額及び人員削減等により対前年度△0.2%であったが、「最広義人件費」は「退職手当支給額」の増額等により対前年度2.8%増であった。これは退職手当支給額が増加(72.1%)したためである。

・「行革推進法」(平成18年法律第47号)、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

①中期目標に示された人件費削減に関する事項

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、平成18年度からの5年間に、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、平成18年度からの5年間に、国家公務員に準じた5%以上の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

③人件費削減の取り組みの進捗状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,317,225	5,241,731	5,231,079
人件費削減率 (%)		△1.4	△1.6
人件費削減率(補正值) (%)		△1.4	△2.3

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし